

公立大学法人京都市立芸術大学自己点検・評価委員会規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成24年5月25日一部改正)

(平成27年4月1日一部改正)

(令和2年3月24日一部改正)

(設置)

第1条 公立大学法人京都市立芸術大学に次条の事項を審議するため、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学校教育法第109条第1項に定める点検及び評価に関し必要な事項
- (2) 学校教育法第109条第2項に定める認証評価に関し必要な事項
- (3) 京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会が行う業務の実績に関する評価に関し必要な事項
- (4) その他全学的な点検・評価に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事（自己点検・評価担当）
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 学生部長
- (5) 情報管理主事
- (6) 附属図書館長
- (7) 芸術資料館長
- (8) 日本伝統音楽研究センター所長
- (9) 芸術資源研究センター所長
- (10) 美術学部教授会において選出された教員3名以内
- (11) 音楽学部教授会において選出された教員3名以内

- (12) 日本伝統音楽研究センター教授会において選出された教員2名以内
- (13) 芸術資源研究センター運営委員会において選出された教員1名以内
- (14) 事務局長
- (15) 総務広報課長
- (16) 教務学生課長
- (17) 連携推進課長
- (18) その他自己点検・評価を担当する理事が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 前条第10号から第13号までに掲げる委員の任期は、2年とし、その他の委員は、その職にある期間を任期とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、理事（自己点検・評価担当）とする。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要であると認めるとき、随時招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要であると認めるときは、第3条各号に掲げる者以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 委員長は、本学における自己点検・評価を継続的、客観的に実施するため、必要であると認めるときは、委員会に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、第3条第10号から第18号までに掲げる委員をもって構成する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、部会員の中から互選により選出し、委員長が任命する。

5 副部会長は、部会員の中から互選により選出する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務広報課において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月24日から施行する。